



学校図書館部会報 No.52

発行日：2016年6月15日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：高橋恵美子）

連絡先：〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-3-303

Tel. 042-743-1449 (Fax 共通) E-Mail: gakutobukai@jla.or.jp



INDEX

部会総会報告－1 会議報告	幹事会	2
部会総会報告－2 改正部会規程		10
文部科学省「学校図書館の整備・充実に関する調査研究協力者会議」の「学校 図書館の整備充実に係るこれまでの意見を踏まえた論点整理（案）」に対し、 協会が意見書を提出	幹事会	13
学校図書館の現状2016	幹事会	16
学校図書館職員問題検討会経過報告と意見交換会の報告	高橋恵美子／幹事会	17
各地の集会等	幹事会	21
部会からのお知らせ	幹事会	22

学校図書館部会第45回夏季研究集会のお知らせ

日程：2016年8月5日（金）～6日（土）

会場：国立国会図書館国際子ども図書館（東京）

*この部会報に、開催要項を同封しています。詳細は開催要項をご覧ください。

*参加申込用紙は、開催要項に挟み込んであります（郵便振替払込取扱票が申込用紙です）。

*開催要項や申込用紙が入っていない場合は、部会連絡先にご連絡下さい。

どうぞお誘い合わせてご参加下さい。

皆様のお越しを心からお待ちしております。

日本図書館協会学校図書館部会 2016 年度定期総会記録（第 35 期第 2 年度）

2016 年 5 月 28 日（土）14:00～16:00 に、日本図書館協会において、学校図書館部会定期総会が行われました。以下、その概要をお知らせいたします。（幹事会）

※発言はすべて要旨のみ略して記載しています。

※質疑応答・意見・審議協議等における「Q」は質問、「A」は答弁・回答、「*」は意見・討論等です。

※2016 年度の協会事業計画は図書館雑誌 5 月号に掲載されています。2015 年度協会事業報告は協会の理事会で決定後、図書館雑誌 8 月号に掲載予定です。

高橋部会長挨拶（要旨）

ご参加頂きありがとうございます。遠方からもご参加頂きありがたく思っています。

学校図書館を巡る情勢は動いており、2014 年の学校図書館法改正で学校司書の資格や養成の検討が要請され、それを受けて文科省の調査研究協力者会議が始まりました。また、2014 年の時点では、文科省において資格・養成の検討がなされると思われたため、協会でも学校図書館職員問題検討会が 2014 年 12 月から開かれ、その報告書素案を検討している段階です。本日午前中にはその報告書素案の内容報告と意見交換の会を開催しました。

いろいろあり事業報告や議題もあるが、よろしくご議論をお願いしたい。

山本副理事長挨拶（要旨）

今日は理事長が先約あり、代わりに副理事長の私からご挨拶を申し上げたい。

図書館協会百年誌を見ると、学校図書館部会は歴史が古く、最初の頃は、部会は公共部会と学図部会の二つの部会だった。この学図部会には大学なども含めての学図部会であったようだ。これが大学・高等諸学校部会・中等諸学校部会と分かれたのが 1941 年。戦後の 1947 年に法人が再編成され、新たに社団法人として発足、1948 年に全部会が再発足し、今日に至っている。1953 年学図法制定前後は活発な活動が伺える。その後は一時期停滞もあったが、現在の部会につながる再出発は 1970 年。それ以来毎年夏季研究集会を開催し、定期的に部会報を発行し、全国図書館大会にも年によってではあるが分科会を担当、時々の課題について意見表明するなど積極的な活動を展開されている。このところでは学校司書の法制化以降、課題が多く、職員問題検討会にもご協力頂いている。この間の部会の積極的な活動に敬意を表します。

協会は今年で 120 数年になるが、戦前の一時期財団となり当時の文部省の外郭団体となったこともあるが、1947 年に社団法人として再出発している。2014 年 1 月には公益社団法人として再出発した。新しい定款を見ると、目的のところに「図書館の進歩発展を図る事業を行うことにより、人々の読書や情報資料の利用を支援し、もって国の文化学術並びに科学の発展を図る」とある。前の定款は「図書館と関係ある者の連絡、連携のもとに、図書館事業の進歩発展を図り、我が国文化の進展」とある。会員の連携のもとに図書館事業の発展を、ということだけを言っていた。新しい定款では、図書館事業の発展によって人々の読書や情報資料の利用を支援するとあるところが重要である。

部会員の皆さんも自分たちの地位の向上や技能の向上や図書館サービスの向上をお考えで活動されていると思うが、それだけで終わることなく、その結果が児童生徒や教職員の成長、その結果としての国民の文化の向上につながる、そういう視点視野を持った活動が求められる団体として生まれ変わったわけである。そういう視点を持って活動していただけるとありがたい。公益の意味を念頭に置き、さらなる部会の発展をお祈りしたい。

議長選出

議長に玉井敦氏（埼玉）を選出し、議事に入った。

定足数の確認

幹事会から、出席 18 名、委任状 111 通、合計 129 の出席者および委任状があることが報告された。部会員総数は 421 であり、部会規程により総会の成立に部会員の 10 分の 1 以上の出席（委任状含む）を要するため、定足数は 43 となる。出席者と委任状を合わせ、これを超えているので、議長により総会の成立が確認された。

1. 2014 年度事業報告案（審議・議決）及び部会からの報告

高橋部会長（報告要旨）

1. 協会事業報告について

- 今回提案する事業報告案は、5 月 27 日の理事会で決定された協会全体の事業報告案から、学校図書館部会に関連する部分を抜粋したものである。協会事業報告は、この後 6 月の代議員総会で決定される予定である。学校図書館部会に関係する部分を抜粋して資料として用意した。これをもとに報告し提案する。
- 協会事業報告書の「[資料 1]部会活動報告」の項の学校図書館部会の中に、夏季研究集会、図書館大会分科会（午前・午後）の報告がある。これらは他の部分にも記述がある。部会報発行は、6 月、1 月、3 月の三回発行した。
- 「はじめに」の部分に職員問題検討会についての記述がある。
- 事業報告案「Ⅰ. 公益目的事業」について。
 - ・「1. 講座・セミナー・育成」については以下二点。
 - ・第 101 回全国図書館大会の分科会は、午前は「これからの学校図書館専門職員に対する研修を考える」を図書館情報学教育部会と共催で開催し、参加者 110 名。午後は、「学校図書館における図書館の自由を考える」を図書館の自由委員会と共催で開催し、参加者 62 名であった。なお、午後の同じ時間帯に、国際学校図書館協会 IASL プレイメントが設定されていて、学校図書館関係の参加者は分散されてしまった。IASL イベントは参加者 65 名と報告されている。
 - ・8 月 9～10 日には夏季研究集会を群馬県で開催した。テーマは「学校図書館が図書館である意味を考える」。参加者 95 名。
 - ・「2. 研究・資料収集」に関連しては、『学校図書館関係資料集 2』の発行に協力した。
 - ・「3. 図書館の振興」について、は以下の二点。
 - ・「（1）政策提言に関する事業」の「①意見表明等」で、図書館の資料費について要望書を文部科学大臣と総務大臣に提出したことの報告がある。学校図書館も含んだ内容である。
 - ・同じ「（1）」の「②」で、学校図書館職員問題検討会で検討を行っていることが報告されている。
 - ・「（5）国際交流」では IASL プレイメントの報告がある。
 - ・「（6）被災地支援」では東日本震災対策委員会で学校図書館も含めた支援の報告がある。
- 「Ⅲ. 管理運営活動」について
 - ・「2. 公正・透明な管理運営の推進」の中に、部会にかかわることとして、「部会活動費等経理事務取扱要領」を制定したとある。

2. 常任理事会の動きについて

協会事業報告案とあわせて、協会常任理事会と部会の関わりを報告する。

- 5 月 14 日常任理事会
 - ・協会事業報告書の形式について、部会活動の報告は一つにまとめて整理してもらいたい旨意見を述べた。今回の事業報告書に取り入れられている。
- 7 月 7 日常任理事会
 - ・5 月 30 日の学校図書館部会総会で議決された部会規程改正案について、役員再任の条文が部会通則規程と異なる内容であることを指摘し通則規程と同じ内容とすべきだとの意見があり、部会で再検討

するよう要請された。

- ・『絶歌』について自由委員会の見解が明らかにされている。
- ・2014 年文科省学校図書館現状調査の教育委員会調査票やその集計結果の公表を文科省に働きかけてほしいと要請し、理事長と事実を確認することとした。事情を把握している部会長からも問合せを行うことを報告し了承された。
- ・部会報 49 号発行を報告。
- ・6 月 4 日の臨時部会長会議で部会別の配分額と「部会活動経費等経理事務取扱要領」が示されたが、「要領」は常任理事会にも諮られていないものであり、常任理事会に諮るべきと指摘したが、理事長裁定で行う旨の回答であった。

○7 月 31 日常任理事会

- ・2016 年全国図書館大会の概要（東京・一日開催）を決定。
- ・前回常任理事会で、2014 年文科省学校図書館現状調査の教育委員会調査票の集計結果の扱いについて文科省に問い合わせることとなっていた件については、理事長から、問い合わせた結果「調査の結果は公表する、とのことであった」旨報告された。しかし部会長が問い合わせたところでは、調査結果の中でも「教育委員会調査票やその集計結果の公表は考えていない」旨の回答であり、その後文科省担当者から連絡があり、8 月に会議が発足するのでその議事の中で報告する旨連絡があり、このことを常任理事会に報告した。
- ・学校図書館部会規程改正案が、部会通則に則って理事会に諮られることなく、常任理事会で部会差し戻しとなっている件について、部会員からこの手続きについて疑問が出されたため、常任理事会での部会規程の検討は理事会の決議のための原案検討という意味と理解してほしいかと発言し、理事長からその通りとの発言があった。
- ・6 月 4 日の臨時部会長会議で示された部会配分額（部会活動予算）は、常任理事会でも検討されていないものであったため、この点を質し今後の扱いを明確にしてほしい旨要望した。理事長から、部会や会員に関することは常任理事会に報告・付議する方針に変わらない旨発言があった。

○8 月 28 日常任理事会

- ・文科省調査研究協力者会議設置の報告があった。

○10 月 30 日常任理事会

- ・全国図書館大会の開催結果報告があったほか、今後の全国図書館大会の開催予定地も報告された。2017 年と 2018 年が開催地未定となっており、仮に東京開催となれば部会としても分科会を担わざるを得ない可能性がある。

○11 月 27 日常任理事会

- ・神戸高校旧蔵書貸出記録流出の件について、図書館の自由委員会の調査活動の報告があった。
- ・IASL 世界大会の日本開催に関連した「学校図書館年を広める会」の発起人に JLA 理事長も含まれていることについて、これまで常任理事会等に諮られていないため、事情を質したところ、その経過が報告された。

○1 月 29 日常任理事会

- ・「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」が策定された。学校図書館も該当するので、施設設備整備に活用したい旨発言した。
- ・文科省協力者会議（1/31）のヒアリングに森理事長、高橋部会長、松本教育部会幹事が出席することが報告された。
- ・2015 年 12 月 21 日に、中教審から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」が出されていること、その中で学校司書も授業を支援する専門スタッフとして扱われていることを報告した。答申が出る前にはパブリックコメントも行われていたが、協会としても部会としてもその情報を把握できていなかったため、パブリックコメントには対応できなかった。
- ・部会報 50 号発行を報告。この際、協会資料室に、過去の部会報の一部に未収蔵のものがあることがわかり、部会員に協力を呼びかけ収集し寄贈した。

○3 月 4 日常任理事会

- ・2016 年度事業計画案を決定。
- ・学校図書館職員問題検討会の任期延長を決定。
- ・文科省・総務省に「地域活性化の核となる公立図書館の整備充実について」（要望書）を提出することを決定。地方交付税に高校の資料費を新設することも盛り込まれている。

○4 月 22 日常任理事会

- ・国際学校図書館協会（IASL）東京大会の状況報告。講演に阿刀田高氏と里中満智子氏などが予定されている。
- ・部会報 51 号発行を報告。夏季研究集会の予定・概要を報告。
- ・この間、101 回図書館大会での理事長基調報告の指定管理者に言及した箇所について、①「2008 年 12 月」とは何の日付なのか ②文科大臣の国会答弁の引用が引用元の表現と違うこと 等について質してきたところ、この常任理事会で、ようやく、理事長から調べて回答すると発言があった。このことを議事録に載せるよう要望している。

○5 月 13 日常任理事会

- ・2016 年度部会活動費（予算）を決定した。
- ・文科省協力者会議の第 4 回会議で示された「論点整理（案）」に対する協会意見の提出を決定した。意見の内容は職員問題検討会で検討したもの。5 月 8 日に理事長・副理事長が文科省を訪問し手渡したとのこと。10 日には協会ホームページに掲載された。

3. その他

- 部会で、「学校図書館の現状 2016」という資料を作成したので、本日の資料にも添付している。文科省調査等をもとに作成したものである。

2015 年度事業報告は以上である。

以上の報告に、特に異議なく、2015 年度事業報告案は全会一致で承認された。

2. 2015 年度会計報告案（審議・議決）

幹事会から、下記の通り、2015 年度部会会計決算報告案（2015 年度第 44 回夏季研究集会会計報告を含む）が提案された。また、監事から、会計監査の結果、間違いなく処理されていることを確認した旨監査報告があった。

2015 年度部会会計決算報告案

《収入》		《支出》	
部会活動費	430,000 円	通信費	194,158 円(部会報送料等)
夏季研究集会	366,500 円	夏季研究集会	349,235 円
雑収入	28,500 円(報告集売上)	部会運営費	203,958 円
合計	825,000 円	合計	747,351 円

収入－支出＝残額 77,649 円は協会に返納

Q：夏季研究集会については独自の会計があるのか？ もしあるならその報告はないのか？

A：以前は独立会計としていたが、公益社団法人化に伴い協会からの指示がありこの部会会計に一本化されている。今後の予算案では、収入の部の「夏季研究集会」の項目は、参加費の見込みの額となる。

以上の説明・質疑の後、特に異議なく、2015 年度部会会計決算報告案は全会一致で了承された。

3. 2016 年度事業計画（理事会決定事項の報告・協議）

高橋部会長（報告要旨）

○2016 年度事業計画については、3 月 18 日の協会理事会と 23 日の代議員総会で既に決定された協会事業計画を報告し、学校図書館部会に関連する事項について今後の部会活動のための協議を求めるものである。事業計画（図書館雑誌 5 月号に全文掲載）をもとに、学校図書館に関係する部分を中心に抜粋して資料が用意し、この資料をもとに報告する。

○「はじめに」では、指定管理者制度について、協会の考え方や立場をはっきりせよという意見が理事会でも代議員総会でも出ているのに、きわめて簡潔な内容でしかないことが議論となった。現在政策企画委員会で協会見解案を検討中である。今のところ、学校図書館に関しての文科省へのヒアリング意見などでは、民間委託はあり得ないと述べているところであるが、協会執行部が指定管理もやむなしという姿勢をとると学校図書館にも影響があると思われる。そうならないよう、政策企画委員会の案の作成作業には、部会長も関わってそうならないよう協力しているところである。

○「Ⅰ. 基本方針」について。

・「（3）政策提言など図書館振興のための活動」の「〈重点事業〉②学校図書館の整備・充実」に、学校司書の資格や養成の在り方などの学校図書館法改正時に附則で明記された課題の検討が、文科省で進捗していない問題があること、高校学校図書館の図書費については地方交付税の積算に含まれていないことなどが指摘され、協会としてもこれらの問題の改善に努めることが記されている。

○「Ⅱ. 事業計画（公益目的事業）」について

・「1. 講座・セミナー・育成（2）研究集会等」の項で、夏季研究集会の計画がある。また、「（3）図書館職員の育成」の項では、図書館利用教育実践セミナー（担当は図書館利用教育委員会）があり、今年の内容はまだ未定であるが、過去の例を見ると学校図書館に関連する可能性もある。

・「2. 研究・資料収集」の項には、「⑨『問いをつくるスパイラル』改訂版の発行（図書館利用教育委員会）」がある。

・「3. 図書館の振興」の項では、「（1）政策提言に関する事業」に、「②学校司書の資格、養成に関する提言（学校図書館職員問題検討会）」がある。「（3）障害者差別解消法の推進に関わる啓発事業（障害者サービス委員会）」や、「（5）図書館災害対策事業（図書館災害対策委員会、東日本大震災対策委員会）」も、学校図書館に関連する可能性がある部分がある。

○「Ⅲ・管理運営」について。

・「1. 会員の拡大」「2. 適切・公正・透明な管理運営の推進」「3. 健全な財政基盤の確立」も関連があるので抜粋してここに示した。

○その他について。

・部会では 8 月に夏季研究集会を予定している。

・10 月の全国図書館大会の分科会については、①文科省研究協力者会議の報告について、②JLA 学校図書館職員問題検討会報告書について、③東京都内公立小中学校の学校司書の現状や法改正後の動向等について、三つの報告を受けての研究討議という内容で検討しているところである。

Q：事業報告や事業計画は、協会の事業報告・事業計画の学校図書館に関係する部分を中心に抜粋してそれを部会からの報告や提案とするということか？ この形式では、幹事会の活動や部会報の発行などが出てこないのであるが。

A：以前の協会の事業報告や事業計画は各部会ごとの内容も詳細に載っていたので、この形式としてきた経緯があるが、この間公益社団法人化後、協会の文書が簡素化されてきているので、ご指摘の通り報告すべき事項が載っていないという問題はある。ご指摘の趣旨は、今後の幹事会で検討していきたい。

以上の説明・質疑をもって、協議を終了した。

4. 2016 年度部会予算案（審議・議決）

幹事会から、下記の通り 2016 年度部会予算案が提案された。昨年度までと科目名称等が変わっているのは、協会の経理担当からの指導を受けての変更である。特に異議なく原案通り決定した。

2016 年度部会会計予算案

《収入》		《支出》	
部会活動費	530,000 円(協会部会活動費)	旅費交通費	150,000 円(幹事会交通費等)
夏季研究集会	260,000 円(参加費等)	夏季研究集会	410,000 円(謝金・報告集印刷費等)
その他	30,000 円(報告集売上等)	通信運搬費	180,000 円(部会報送料等)
合 計	820,000 円	消耗品費	25,000 円(文具類等)
		印刷製本費	25,000 円(部会報印刷代等)
		会場借料	20,000 円(幹事会会場費等)
		雑費	10,000 円
		合 計	820,000 円

5. 部会規程等の改正について（審議・議決）

中村副部会長（提案要旨）

幹事会から、部会規程改正案を提案する。

まず今回の部会規程改正案提案の経過を説明する。協会が 2014 年 1 月 21 日に公益社団法人となり、定款や部会通則規程等がすべて変わったため、これに対応して改正することが、各部会に要請された。これを受けて、2014 年 10 月から幹事会で検討を開始し、2015 年 4 月 29 日の幹事会で改正案を決定し、昨年の総会（2015 年 5 月 30 日）でいったん改正案を議決したところである。改正案作成の基本方針は、最小限の改正にとどめること、かつ、現在の運営を変えないよう規定を整備するものであった。その後、先ほどの事業報告にもあったとおり、常任理事会で、役員の再任についての条文の内容に異論が出された。

役員の再任についての改正案の内容とは、「再任には制限を設けない」というものであり、従来の部会規程を継承したものであった。新しい部会通則には「再任は 2 回まで。ただし相当の理由がある場合はこの限りではない」となっているため、この通則の規定をそのまま取り入れると、正副部会長や幹事等すべての役員は最大 3 期までが限度であり、それ以上は再任できないとなる。これは部会の実情には合わない。また「相当の理由」という条文は内容があいまいで、従来の役員選出要綱で選出された候補者が認められない可能性がある。このため、昨年の総会では、部会規程に再任を妨げないことを記し、その部会規程の規定の存在とこれを議決した部会員の総意をもって「相当の理由」の根拠とすることに決めたものである。

その後、常任理事会と折衝するなかで、常任理事会の中の協会執行部（正副理事長と業務執行理事）から、部会の意向も踏まえての新たな提案があり、それが今回部会総会に提案している改正案である。

今回提案する改正案では、問題となった再任についての規定は、「2 回まで再任されることができる。ただし、部会の事情等相当の理由がある場合はこの限りではない」となっていて、「部会の事情等」が入っている。その他、昨年の総会で議決した改正案と違う点は、役員の定数規程で副部会長と監査の定数を現行の「1 名」から「1 名以上 2 名以内」とした点や、部会長を部会推薦理事としない場合の規定の一部に変更があり、一部のひらがなを漢字に直す等の若干の字句修正がある。

幹事会としても、この案であれば問題は無かろうという認識で一致したので、この案を、改めて幹事会から総会に提案することとしたい。

また、あわせて、部会役員選出要綱についても、別記の通り一部改正も、改めて提案する。こちらは、部会規程の条文の番号が変わるため、引用している条文の番号を合わせて変えることと、「監事」を「監査」に名称変更することに伴い、要綱の条文でも同様に改めるものである。内容の変更はない。昨年の総会では、部会規程改正が理事会で成立することを前提で決定したが、まだ成立していないため、

同じ内容を再度提案する。

高橋部会長（補足説明）

理事会での扱いについては、本日の総会で可決された場合という条件付きで、既に5月27日の理事会でこの案が承認されており、もし本日の総会で可決されれば、本日付で施行されることとなる。提案資料には附則第1項の施行日が空欄となっているが、5月28日として提案する。

なお、公共図書館部会、大学図書館部会、短期大学・高等専門学校図書館部会は、既に改正が行われている。昨日の理事会には、学校図書館部会と専門図書館部会の規程改正案が諮られた。専門図書館部会規程は、昨年の部会総会で改正案が議決された後、やはり理事会には諮られず、常任理事会でも検討されないうちに、協会執行部から専門図書館部会に修正が要請され、協会執行部と部会運営者の間で協議されて修正されたものが昨日の理事会に諮られ、6月に行われる専門図書館部会総会で再度提案されるということである。図書館情報学教育部会規程も改正がまだであり、昨日の理事会の当初の議題には諮られるということであったが、議題にはならなかった。6月の部会総会で議決された後、9月の理事会で承認を求める予定とのことである。

（各改正案は、この記録の末尾に別記掲載）

上記提案について、特に異議なく、全会一致で決議された。

8. その他意見交換・協議

*：学校図書館部会総会の日程について。この日程は、日本図書館情報学会の春期の行事と日程が重なっている。愛知県の組合の司書部会の会合とも重なっている。分散して集まらないのは残念。夏の集會も、各団体の日程が近くすべて出るのは難しい。もったいないと思うがどうか。

A：悩ましいところである。各地の集會となるべく重ならないように努めてはいる。特に夏季研については、SLAや学図研とは重ならないよう努めているが、各地の集會とはどうしても重なる部分もあり、苦慮している。ご指摘の趣旨はもっともと思うが、この時期については、各地で同じように総会などがあり、難しいというのが実情である。

*：宮城県から参加している。指定管理については公共図書館で問題になっている。多賀城市でCCCへの委託が始まって2か月になる。ここではCCCが学校図書館も請け負うとなっている。問題となっているライフスタイル分類については、小中学校ではNDCが使われることが確認できた。実情など、分かったことは今後も情報提供していきたい。

*：詳細を知りたい。

*：1年前に多賀城市立図書館がCCCを指定管理者とする委託となった。2016年度から、学校図書館にも、CCCの人間を置く、ということになっている。今までは直接雇用の非正規職員だった。研修や業務の実態などはまだ詳しくは分からないが、今後聞いてみたいと思っている。多賀城市内の小中学校が対象。市内の県立高校には正規の学校司書がいる。

A：文科省調査研究協力者会議の最初の会議で担当課長は民間のノウハウの活用と発言し、資料として提示された「考えられる論点」の中にも「民間のノウハウの活用」があった。さらに委員にもCCCのカンパニー長が選ばれており、民間委託を想定しているのかと疑われるような始まり方だった。2回目の会議では、ヒアリングで区立図書館の指定管理者が派遣する支援員の活動が報告された。3回目の会議のヒアリングでは、JLA他いくつかの団体から、民間委託はあり得ないというはっきりした意見が表明され、4回目の会議に出された「論点整理（案）」では若干トーンダウンしている。この間、CCCの問題が広く一般に知れ渡るようになっていく。JLAでも政策セミナーでこの問題を取り上げ、あれは公共の施設を使った商業施設であるという認識が広まりつつある。小学校の教科書でNDCを教えるということになっているのに、NDCを使わない公共図書館はあり得ないという指摘もある。政府の動きを見ると、「トップランナー方式」など指定管理を前提として予算配分するような動きもあり、協会にははっきりと問題を指摘し意見を表明してほしいという声もある。政策企画委員会でその見解を準備中である。

*：三重のリブネットのことを調べたことがあるが、CCCに比べればまだましで、三重県の自治体に

かなり食い込んでいます。全く人を置けないよりはリブネットを活用して人を置く方がまだ良いかというのがその時の感想であった。しかし、民間事業者に頼ると、教育委員会には学校図書館についてのノウハウが蓄積されず、業者お任せになる。これでよいのかとも思うが、お金がなくて人を置けないよりはいいのか。しかし本来それではいけないので、教育委員会の指導主事などに学校図書館のことがちゃんとわかっている人を置くように、国が制度化し、自治体に働きかけるべきと思うが、これは行われていない。文科省の中にも、学校図書館のことが分かっている人は多分いない。これが問題で、1950年代から1980年代くらいまでは、多分いたと思われる。文科省にも、司書教諭なり学校司書なりの経験のある人がいないとダメだろう。厚労省には医師の経験者がいる。教育委員会にも、栄養教諭や栄養士はいる。司書教諭や学校司書経験のある人は、いない自治体が多いのではないかな。教育行政の中に、きちんと経験者を置けという働きかけも必要と思う。

*：東京都立高校も民間委託が進行している。188校中97校が委託。賃金は950円程度。最低賃金すれすれ。学校教育に適した人が集まらない。契約通り人が配置されないケースもある。都立高校図書館が死滅していく。常任理事会で、理事長には民間委託に必ずしも否定的ではないかのような姿勢が見られた。他の地域も含め委託の拡大はなんとか止めないといけない。

A：昨年の第101回全国図書館大会の理事長基調報告を見ると、指定管理の問題に関して、「2008年12月」という日付が出てくるが、どう考えてもこの日付が何の日付なのか意味がわからない。また、2008年6月の文科大臣の国会答弁の「引用」があるが、議事録の原文にない内容である。書き換えて「引用」している。理事会のメーリングリストで回答を求めても、理事会で質問をしても無視され、4月の常任理事会で再度持ち出してようやく、「調べて回答する」となり、昨日の理事会で「調べた結果はどうなっているか」とまた質問して、「2008年12月」については、「一部の文章が欠落していた編集上のミスであることが分かったので訂正する」、引用については、「趣旨は間違っていないので直さない」「逐語引用ではないので、『という趣旨の発言があった』と付け加える」という回答であった。元の発言趣旨とも違う内容なのでそれも反対と発言した。これは昨日の段階では結論は出ていない。去年の図書館大会のサイトに訂正を出すということにはなっている。

*：大学で司書教諭の養成科目や生涯学習部門を担当している。社会教育研究や文化財保護などをやってきた。一番最初に情報や資料に出会う学校図書館が良くないと、社会教育も良くなならないだろうと思い関わっている。先程から話題に出ている指定管理は大変問題。情報をビジネスにしている一営利企業が、自分たちの営利のために入ってきている。自分たちの商売に有利なように子どもに教育し、囲い込みをするということではないか。消費者の囲い込みは、自由主義経済の論理からも否定して良いのではないかな。ビジネスチャンスを奪う行為で、ある意味癒着ではないか。また、モノを売る商売ではなく、個人行動の情報を集めて売る商売である。これは自由宣言や倫理綱領に挑戦する行為ではないか。利用者のプライバシーを守るために尽くしている司書や先生に対して、ずいぶん配慮のないことをしていると思う。情報を売る会社は、図書館の委託に入るべきではないと思う。

多賀城市は、公共図書館を中心に学校図書館を再編しようとして委託したのか、単に何も知らずに入れたのか、関心があるので、今後自分でも調べてみたい。

*：多賀城市立図書館は、武雄と同じで書店としては立派。総務省からの財政的な制約で新しく図書館を作ろうという自治体は困惑している。住民運動を支えていきたい。書店もない地域もあるので、読書環境のためにも、学校図書館の立場でバックアップしていきたい。

*：大学で、学生に、図書館の使い方の他に、「図書館とは何か」の話をした。自由宣言やなぜ無料なのかを話した。学生からは、初めて聞いた、図書館について学ぶことが必要ではないかという声ももらった。教科教育の学習指導要領には図書館を学ぶ内容がない。1970年代までは社会科の中に自治教育という項があったが今はない。18歳選挙権もあり、多様な意見を伝える役割など、図書館の意義を教えることは、社会科の公民教育などでも必要なことだろう。図書館の意義や位置付けを、教科の内容や教科書に入れていくような取り組みも必要だろうと思う。

以上で総会は終了した。

(総会報告 議題 5 関連資料)

公益社団法人日本図書館協会学校図書館部会規程(改正規程)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第 50 条の規定及び本法人の活動部会通則規程（以下「部会通則」という。）第 9 条に基づき、学校図書館部会（以下「部会」という。）の組織及び運営等に関して必要な事項を定め、部会の円滑で活発な活動に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この部会は学校図書館部会と称する。

(部会の活動範囲と設置目的)

第 3 条 部会は、部会通則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する学校図書館に係る活動のほか、調査研究その他必要な部会活動を行い、学校図書館の発展を図ることを目的とする。

(部会の事業)

第 4 条 部会は、部会通則第 5 条に基づき、定款第 4 条第 1 項各号に掲げるすべての事業を行うことができる。

2 前項の事業の実施に際し必要があるときは、学校図書館部会員以外の者を参加させることができる。

(関係団体との連携)

第 5 条 部会は、他の団体等との連絡を密にして、この部会の目的及び事業の推進を図るように努めるものとする。

(部会の役員及び任期)

第 6 条 部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 副部会長 1 名以上 2 名以内
- (3) 幹事 20 名以内
- (4) 監査 1 名以上 2 名以内

2 役員の任期は、2 年とする。

3 補欠により選出された役員の任期は、選出された日から改選までとする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了後も、この規程に基づく次期の役員選出が終了するまでの間は、なお役員としての権利義務を有する。

(部会役員選出方針及び再任)

第 7 条 部会役員の選出にあたっては、実効ある部会活動が確保されることを基本とし、あわせて個人会員と施設会員の協力提携を図るものとする。

2 部会役員は、2 回まで再任されることができる。ただし、部会の事情等相当の理由がある場合は、この限りではない。

(部会役員の選出方法)

第 8 条 第 6 条第 1 項に定める部会役員は、部会の構成員の互選により選出する。選出手

続きは、別に定める要綱により定める。

(部会役員の任務)

第 9 条 部会長は、部会を代表し、部会会務を統括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、部会の運営及び業務の執行の決定に参画するほか、正副部会長の指示をうけて部会会務の執行にあたる。
- 4 監査は、部会のすべての事項について任意に監査又は調査及び監察し、必要と認める場合は幹事会及び部会総会に意見表明及び勧告を行う。

(部会員への連絡)

第 10 条 部会長は、部会活動について図書館雑誌に掲載する等の方法により部会員への連絡を密にするように努めるものとする。

(部会総会)

第 11 条 部会総会は、部会通則第 8 条の定めるところによる。

- 2 部会総会は、部会長が招集する。
- 3 部会総会の議長は、部会総会において会員の中から選出する。
- 4 部会総会は、所属部会員の 10 分の 1 以上の出席（委任状及び代理者を含む）によって成立する。
- 5 部会総会における議決権は、部会を構成する一会員につき一個とする。
- 6 部会総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 部会総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 部会通則その他本法人の諸規則及び部会規程において部会総会で定めることとされている事項
 - (2) 部会事業報告及び決算
 - (3) 部会事業計画及び予算
 - (4) 前各号のほか、部会の運営にかかわる重要な事項で、幹事会が付議すべきとした事項

(幹事会)

第 12 条 部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、全幹事及び正副部会長によって構成される。
- 3 本法人の理事及び監事選任規程第 8 条第 3 項の規程に基づく部会を代表する理事が、部会長のほかにある場合、その理事も幹事会の構成員となる。
- 4 幹事会の招集は、部会長が行う。
- 5 幹事会は、以下の職務を行う。
 - (1) 部会総会の日時、場所及び目的である事項の決定
 - (2) 部会総会に付議する議案の審議及び決定
 - (3) 部会運営に必要な部会内諸規則・諸方針等の決定及び改廃
 - (4) この規程に別に定める事項の決定
 - (5) 前各号に定めるもののほか、部会の運営及び業務執行に必要な事項の決定
- 6 幹事会は、構成員の過半数の出席（委任状及び代理者を含む）により成立する。
- 7 幹事会の議長は、部会長が行う。
- 8 幹事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 幹事会の構成員で出席できない者は、他の構成員又はあらかじめ登録した者に委任して、意見を述べ議決権を行使することができる。

10 部会長が、あらかじめ提案した事項について、幹事会構成員の 3 分の 2 以上が、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、幹事会で可決した旨の決議があったものとみなす。

(本法人理事候補者の選出)

第 13 条 本法人の理事及び監事選任規程第 8 条第 3 項の規程に基づき、理事長から理事候補者の選出を求められた場合は、部会通則第 10 条第 5 項により、原則として部会長を候補者とする。

2 前項の場合で、部会通則第 10 条第 5 項ただし書きに基づき部会長以外の者を選出する場合は、部会総会で理事候補者を選出するものとする。

3 前項の規定により理事候補者に選出された者が理事となった場合、当該理事はその職務の遂行にあたり、部会との連絡及び連携に努めるものとする。

(本法人代議員の推薦)

第 14 条 本法人の代議員選挙規程第 19 条の規程により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は、幹事会の承認を経て、本法人の選挙管理委員会に推薦する。

2 前項により選任された代議員が欠けた場合には、部会長は、前項同様の手続きにより速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。

(部会の経費)

第 15 条 部会の経費は、部会通則第 12 条の規定により、以下の経費をもってまかなう。

(1) 本法人の部会活動配分経費

(2) 研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金

(3) 部会の活動を指定した寄付金及び補助金等

(本法人への報告)

第 16 条 部会長は、部会通則第 13 条の規定により、部会の活動状況を理事長に報告しなければならない。

(部会規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、部会総会の決議を経て、理事会の承認により行う。

附則

1 この部会規程は 2016 年 5 月 28 日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、社団法人日本図書館協会学校図書館部会規程（2011 年 5 月 21 日最終改正）は廃止する。

3 この規程施行の際、旧部会規程の規定に基づき部会役員として選出された者は、それぞれこの規程によって選出された部会役員とみなす。

4 前項において「監事」として選出された者は「監査」とみなす。

・学校図書館部会役員選出要綱改正(2015.5.30 総会議決／2016.5.28 再議決)

1. 「1-1」条文中の「部会規程第 10 条に基づき」を、「部会規程第 8 条に基づき」に改める

2. 「1-2」「1-4」「1-6」「5-2」各条文中の「監事」を、「監査」に改める

日本図書館協会、文部科学省に意見書を提出

総会報告の「議題1 事業報告」にもあるとおり、日本図書館協会は、文部科学省に設置されている「学校図書館の整備・充実に関する調査研究協力者会議」の第4回会議で示された会議資料「学校図書館の整備充実に係るこれまでの意見を踏まえた論点整理（案）」（以下「論点整理（案）」）について、協会からの意見要望をとりまとめた文書を、同省に提出しました。その文書を、ここに掲載します。この文書は、日本図書館協会のウェブサイトでも閲覧できます。なお、「論点整理（案）」は、文部科学省のウェブサイトで閲覧できます。（幹事会）

《2016. 5. 8 文部科学省へ提出／公益社団法人日本図書館協会》

学校図書館の整備充実に係るこれまでの意見を踏まえた論点整理（案）に対する意見

貴協力者会議による論点整理（案）の項目の順番にしたがって意見を述べます。なお、○のあとの（ ）内の数字は論点整理（案）における○が何番目かを示したものです。

0 現状と課題、対応策の方向性

（対応策の方向性）

学校図書館の運営上の重要な事項について標準化を図るガイドライン作成の方向性が示されたことは評価できます。学校図書館の充実につながる方向性と内容で作成してください。ガイドライン作成にあたっては、目標を示し具体的な内容としてください。

1 学校図書館に関する基本的な考え方

○（2）

義務教育機関である小・中学校はもとより、高等学校における学校図書館の整備充実が重要との指摘は本検討会でも共有するものです。その中でも特に、地方交付税措置の対象外となっている高等学校の図書費についても、小・中学校と同様の措置を求めます。また、論点整理（案）で「学校現場の新たなニーズ」にあげられる特別支援教育の充実のために、これまで整備充実が遅れがちであった特別支援学校の図書館の整備充実を積極的に図っていくことが必要です。

2 図書館資料について

（図書館資料の選定）

各学校に明文化された選定基準を設けることが必要です。選定のための校内組織の整備にあたっては、学校司書の意見が尊重される配慮・工夫を求めます。実際の収集では、教育課程の展開に寄与する資料とともに、児童生徒および教職員の資料要求を踏まえた読書の楽しさ、学びの楽しさを伝える資料が必要です。

（図書館資料の廃棄・更新）

各学校に明文化された廃棄基準を設けることが必要です。学校図書館図書標準達成のために廃棄をしないよう指示する自治体があります。また廃棄を行ってこなかった学校では、廃棄自体に難色を示す場合もあります。学校図書館の効果的な活用には適切な廃棄・更新およびそのための基準が必要であることを広く周知することが重要です。

【今後更なる検討が必要と考えられる事項】

○（2）

施設設備面での工夫について、当協会では3月22日に「図書館における障害を理由とする差別の解消の促進に関するガイドライン」を公表しました。このガイドラインは学校図書館も対象としており、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮、基礎的環境整備を求めています。障害があるために図書館利用ができない施設設備については、改善及び工夫が必要であることを広く周知することが大切です。

3 学校図書館の運営を支える専門的人材について

【基本的な考え方】

学校図書館の整備充実を図るうえでは、学校図書館の運営を支える専門的人材の育成と適切な配置が不可欠かつ急務です。そのためには論点で述べられている「司書教諭や学校司書の専門性を確保し教育水準の向上を図ること」は必須です。「採用時の要件や研修の水準を全国的に高める」と述べられていますが、それを保障する具体的手立てが記述に見られません。また、学校司書に関しては雇用形態が大きな問題であるにもかかわらず、その問題にふれていません。専門的能力を有した学校司書をフルタイムで配置する必要があります。学校司書の雇用形態を改善するためのより積極的な検討をお願いします。

（学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等）

○（1）

学校図書館法の附則で述べられているように、学校司書の職務内容は「専門的知識及び技能を必要とするもの」です。そのことに鑑み、大学における専門的な教育課程における学修により、資格を付与するための学校司書の養成制度を検討し、創設することが必要です。

○（2）

論点整理（案）で示された学校司書の要件①について、司書教諭資格は学校図書館の「教育」及び「運営・管理」について十分な資格かどうかを再検討する必要があります。「教育」に関しては一定の知識を有すると考えられますが、「運営・管理」に必要な図書館情報学の一定の知識を有するとはいえません。新たに創設される資格制定までの暫定措置として、仮に司書教諭を要件とする場合には、「運営・管理」に関する知識・技能については、採用後の研修等で補うことを前提とする必要があります。

学校司書の要件③、資格を持たずに現に学校図書館に勤務する者について、一定の経験等をもって採用時の要件を満たす者と位置付けるのは、いかに研修等を前提とするとしても問題です。有資格者と無資格者を同一に扱っている点で、資格制度とはなりえないものです。学校司書の雇用の状況が多様であるだけに、一定の経験をもって採用時の要件とする場合は、勤務の様態、研修の有無等のいくつかの条件を設定する必要があります。また、学校図書館ボランティアは、多くが読み聞かせ等の読書活動の支援である現状から、学校図書館ボランティアの経験をもって「運営・管理」等に関わる経験を有しているとみなすのは適当ではありません。

○（3）

平成26年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」（教育委員会調査票集計）によれば、地方自治体における学校司書の採用条件（公立学校のみ）は、「司書等」が59%、「司書教諭」が15%とのことです。一方、資格・経験を問わない自治体は603自治体（35%）に上ります。現段階においては採用時に「司書等」の資格の所持が望ましい旨をガイドラインに示す必要があります。

（学校司書の研修について）

近年学校図書館に求められる役割は大きく変化しています。そうした変化に対応するために学校司書には継続的な研修が必要です。教育委員会主催の研修の充実とともに、学校司書同士で直接情報交換ができ、必要な研修を自主的に企画・実施できるしくみも望みます。また研修に参加できる条件整備も必要です。

4 学校図書館の運営について

（運営体制の在り方）

学校司書が職員会議や学校に置かれる各種組織に参加するには、学校の教職員の一員である必要があります。2校兼務、3校兼務、あるいは週2日、3日の短時間勤務では、教職員の一員としての十分な位

置づけは困難です。従って学校司書は一校に一人以上の正規職員が配置されることが重要です。

(利活用の在り方)

学校図書館の利活用が必要とされている学校教育の方向性や学校図書館の教職員へのサポート機能を考えるならば、授業中はもとより、終日開館し、利活用が可能な状態でなければなりません。「開館」というのは単に鍵がかかっていない状態をいうのではなく、学校司書がいて児童生徒及び教職員に必要な資料が的確に提供できる状態と捉えるべきです。学校図書館に学校司書がいることで、子どもたちの学びを豊かにし、読書の世界を広げることができます。登校時から下校時までの開館を実現するには、学校司書が正規職員であることが必要です。

(評価の在り方)

学校図書館の利活用の状況の評価は、アウトプット・アウトカムベースで行われるべきですが、そのための効果的な「予算の投入」も評価の必須の要素であると明記すべきです。

5 その他の論点について

(教育委員会による支援、公共図書館等との連携について)

公共図書館と各学校図書館をつなぐ地域のネットワーク化には、その前提として各学校図書館にネットワーク担当者としての学校司書の存在が不可欠です。ひと・もの・情報をつなぐしくみづくりが必要です。

(民間事業者との連携について)

民間事業者からの派遣社員等による学校図書館運営は、活動内容が事業者との契約書に示された仕様書にしばられる側面があり、おのずから限界があります。特に授業利用等に対する支援は、日常の教職員とのコミュニケーションの蓄積の上に実現する活動ですので、派遣社員等が学校の教職員の一員になりえないことを考えると、派遣社員の研修だけで解決するものではありません。地方自治体に対し、民間事業者による運営は行うべきでないことの周知が必要です。

以上

学校図書館の現状 2016

2016年4月

日本図書館協会学校図書館部会

1 学校司書

学校司書の人数 1960 9023名 1995 約12000名 2005 15360人(37.9%)
2012 20095人(50.7%) 2014 21302人(55.4%)

学校司書が配置されている学校 %

	1960	1995	2005	2012	2014
小学校	9.1	19.7	31.6	47.8	54.4
中学校	13.3	25.6	34	48.2	53.1
高校	78.6	85.5	73.1	67.7	64.4
全体	15.1	21.3	37.9	50.7	55.4

正規・常勤職員の割合 %

	1960(公費)	1995(正規)	2005(常勤)	2012(常勤)	2014(常勤)
小学校	18.7	4.7	7.3	8.1	9.9
中学校	25.3	6.1	10.8	11.7	13.2
高校	31.9	63.3	67.5	57.3	53.5

参考文献 1960 学校図書館 135 昭和37(1962)年1月号 全国SLA 1962
1995 データに見る学校図書館 学校図書館白書3 全国SLA 1998
なお学校司書の総数約12000名は平成7年度(1995)学校基本調査(文部省)の
学校数に配置率の数字をかけ算出したが、誤差が大きいのと思われる。
2005 文科省「平成17年度学校図書館の現状に関する調査」
2012 文科省「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」
2014 文科省「平成26年度学校図書館の現状に関する調査」

2 司書教諭

発令された司書教諭の人数 1960 211(うち専任113名)名 1995 536名 2005 23926校
2012 25586校 2014 25448校

司書教諭が配置されている学校 %

	1960	1995	2005	2012	2014
小学校	0.5	0.3	56.8	64.6	66.2
中学校		1	53.7	61.2	62.6
高校		6.3	79.7	83.2	81.4

参考文献 1960 学校図書館 135 昭和37(1962)年1月号 全国SLA 1962
学校図書館 121 昭和35(1960)年11月号 全国SLA 1960
1995 平成7年度 学校基本調査報告書 文部省 1995
2005 文科省「平成17年度学校図書館の現状に関する調査」
2012 文科省「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」
2014 文科省「平成26年度学校図書館の現状に関する調査」

3 図書購入費

図書購入費 万円

	1959	1995	2005	2012	2014
小学校	8.4	47	52.7	54	54.5
中学校	10.8	78	73.7	68.9	74.3
高校	34.6	124.9	99.1	80.9	86.4

参考文献 1959 学校図書館 121 昭和35(1960)年11月号 全国SLA 1960
1995 データに見る学校図書館'99~'03 学校図書館白書4 全国SLA 2004
2005 全国学校図書館協議会 2005年度学校図書館調査
2012 全国学校図書館協議会 2012年度学校図書館調査
2014 全国学校図書館協議会 2014年度学校図書館調査

学校図書館職員問題検討会経過報告と意見交換会 開催

2016年5月28日午前11時から12時30分まで、部会主催で標記の会合が行われた。報告者は同検討会委員・部会長の高橋恵美子氏。現在検討中の報告書素案（全29ページ）を資料として配布し、これを参照しながら進められた。ここにその概要を報告する。この部会報では、ページ数の関係上、報告書の素案は掲載できないため、わかりにくい部分もあるかと思われるが、参考までにご覧頂きたい。なお、検討会報告書の素案はさらに検討・調整中であるが、近くJLAのホームページ上に公表され、一般からの意見募集も行われる予定である（この部会報発行とほぼ同時期に公表の予定。5月28日の配布資料とは一部変更される見込み）。今回参加されなかった方もご覧頂き、最後まで残してほしい部分を支持する意見や、修正を求める意見など、部会や検討会に様々にご意見をお寄せ頂きたい。（幹事会）

高橋恵美子氏報告と意見交換の概要（いずれも要旨）

1. 検討会発足の経緯

- 2014年の学校図書館法改正の際の附則2項に「学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とあり、文部科学省（以下「文科省」）で検討が始まることが予想されたので、そこに一定の意見表明ができるようにということで、JLAの「学校図書館職員問題検討会」（以下「検討会」）が始まっている。
- ただし、2015年8月に文科省に設置された「学校図書館の整備・充実に係る調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」）の第4回会議の時点では、文科省は、学校司書の資格や養成について具体的な制度化はしないようにも思われる状況だったが、第5回会議では若干違った状況になっているように見える。
- こういった経過であるので、まず5月26日に開催された文科省「協力者会議」第5回会議の内容を報告し、次にJLA検討会の報告をする。

2. 文科省「協力者会議」について

- 第4回会議では、文科省から「あと3回で終わる」と発言があった。5月26日の第5回会議では、以後の予定として、6月と7月に行う予定であり、8月には予備日として第8回が設定されている。
- 第5回会議で、「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」が設置されることが報告された。
- この「作業部会」は、委員から5名、委員以外の研究者2名の計7名である。
このうち、学校司書は1名だけであり、他は校長1名、研究者5名となっていて、委員構成としては率直に言って疑問を感じざるを得ない。
- 作業部会は、6月と7月に、協力者会議の開催より前に会議を開く予定である。
- この日程に対応して、JLAからの意見を上げるとすると、検討会報告書の素案は、6月半ばくらいまでには、一応の素案をまとめ、公表して広く意見を求めるようにする必要がある。このスケジュールで進めることができれば、作業部会の2回目の会合までには公表できるので、何らかの影響を与えることができる可能性がある。JLAの検討会では、現在、本日提示した素案を、3名の起草委員がとりまとめ作業を行っているところである。
- 第5回会議では、前回会議で文科省から示された「学校図書館の整備充実に係るこれまでの意見を踏まえた論点整理（案）」の「修正案」（1～4p）が、文科省から提示された。この後はこの「修正案」にそって議論するとされた。
- 第1回から第4回までは、ほとんど議論らしい議論が行われていなかった。ヒアリングの後の質問のなかで若干の意見があった程度。第5回だけは議論が行われた会議となった。この間の経過は、詳細な議事録が文科省のウェブサイト上に掲載されている。
- 議論の中では、「論点整理（案）」のような細かな各論以前に、学校図書館や運営の在り方を検討すべきではないか、図書館サービスという内容が全くない、などの指摘もあった。

3. JLA「検討会」報告書について

○報告書の構成は以下のとおりである。

はじめに

1. 学校図書館の使命・目的・役割

(1) 学校図書館の使命、目的 (2) 学校図書館の役割と利用者像 (3) 読むに対して学校図書館が行うこと (4) 学びに対して学校図書館が行うこと (5) 「場」として学校図書館が行うこと

2. 学校司書の歴史・現状と資質能力

(1) 学校司書の歴史的経緯 (2) 学校司書の現状 (3) 学校司書の役割・資質能力

3. 学校司書と教職員等との役割分担と協働

(1) 役割分担と協働の必要性 (2) 司書教諭との協働 (3) 教職員との協働 (4) 他機関の担当者との協働

4. 学校司書の資格・養成・研修

(1) 学校司書の資格のあり方 (2) 学校司書の養成のあり方 (3) 学校司書の研修のあり方

5. 望ましい学校図書館職員制度のあり方

(1) 現状と問題 (2) 将来望ましい学校図書館専門職の要件 (3) 望ましい方向 (4) 実現に向けての今後の課題

○現状で文科省が行っている検討作業に意見反映を図る項目としては、第4章「学校司書の資格・養成」が中心だろう。本日意見を伺うし、後日でもお気づきの点があればぜひお知らせ頂きたい。最終報告の前に公表し、一般からの意見募集も行う予定である。

○前段階として、1999年の「プロジェクトチーム報告」がある。これは、当面どのようなとりくみをするかがテーマであったので、資格・養成の中身には踏み込んでいないが、2014年の法改正の附則があり取り組むこととなった。

○1章「学校図書館の使命・目的・役割」について

- ・(1)では、「図書館の自由宣言」に触れた部分は削除の意見もある。
- ・(2)学校図書館の役割を「資料・情報提供の役割」「教育的役割」「場を提供する役割」の三つに整理した。2章(学校司書の役割・資質能力)や4章(資格・養成)についても、この三つの役割をもとに具体的な内容を論じている。

○2章「学校司書の歴史・現状と資質能力」について

- ・(1)で歴史的経緯を簡潔に記す。1997年法改正、サポーターズ会議報告、2012年からの財政措置、2014年の文科省報告や法改正、2015年中教審答申、などの流れを説明。
- ・(2)①文科省の現状調査から ②各地の団体の調査から ③学校司書の現状をめぐる課題、の構成。民間委託についての問題もここで指摘。
- ・(3)学校司書の役割・資質能力。「資料・情報提供の役割」「教育的役割」「場を提供する役割」の三つの整理ごとに各論を述べる。一覧表もまとめた。

○3章「学校司書と教職員等との役割分担と協働」について

- ・検討会では、学校司書の将来をどう考えるのか、と、当面の司書教諭との関係をどう考えるのか、の両面を検討したが、この章では当面の課題について述べる。(1)総論で協働の意義を述べ、(2)で当面の司書教諭との関係を記述し、また、それだけでなく、(3)教職員との協働や(4)他機関の担当者との協働なども記述した。
- ・「(2)司書教諭との協働」の記述の一部についてはなお議論がある。会議では、両者の専門性の尊重が重要で、諸方針の立案や日常の図書館運営は学校司書が図書館専門職としての専門性を生かして主たる担当者となり、司書教諭は教諭としての専門性を生かして授業での活用を推進するなどが考えられる、といった内容だったが、その後削除などの意見も出ている。
- ・法制度上の問題や現実が生じている問題なども(2)で触れる。

○4章「学校司書の資格・養成・研修」について

- ・学校司書の資格を考える立場に立ち、具体的な案を提起する。
- ・(1)「学校司書の資格のあり方」で、「既存の資格養成科目をベースにしながら、学校司書の専門性が

認識できるような知識やスキルを身につけたことが証明される資格」「既存の司書資格、司書教諭資格に設定されている科目だけに限らず、教職課程まで範囲を広げ、場合に応じて、これらの資格や課程に含まれない独自の科目についても検討対象とした」という考え方をとると述べている。

- ・(1)では、さらに、2章(3)で示された学校司書の三つの資質能力(「資料・情報提供の役割」「教育的役割」「場を提供する役割」の三つに対応する資質能力)を受けて、「学校司書に求められる資質能力と具体的な講義内容の対応」を、各役割ごとに表にまとめて示している。
- ・(2)「養成のあり方」の①で、司書資格を下回らないような、望ましい案を提示する立場を示す。②では科目構成を考える。③養成科目の担当者の問題、④現職者に対する措置、を記す。
- ・具体的な科目案を二つ提示している。A案は現在ある科目の組み合わせ、B案は独自科目も含めた案。
- ・「司書資格をベースにすべき」「司書資格で十分ではないか」といった意見も学校司書には根強いことは理解している。ただ、法律が違うために、司書資格では学校図書館については一切配慮されていない、司書資格だけでは難しいという面があると思いつつも、しかしもう少し司書課程の科目を入れる方が良いという意見も予想され、ここは今後議論すべき点である。
- ・科目の内容は、2章(3)を受けて、「基礎となる資質能力」「資料・情報提供の役割に関する資質能力」「教育的役割に関する資質能力」「場を提供する役割に関する資質能力」「それらを総合的に活用する」という整理で考えてある。
- ・(3)「研修」必要性や、「設置者等が実施する研修」「自主的自律的な研修」「研修を動機づける制度」について意義必要性や内容を述べ、参考に研修内容の例を示している。

○5章「望ましい学校図書館職員制度のあり方」

- ・激論があった。1999年プロジェクト報告では「将来的には一職種」とあるが、研究者からは、「専任の司書教諭と専任の学校司書の二職種が望ましいと考えている」との意見もあった。
- ・研究者の中には、口頭で二職種と発言している人もいるが、論文等ではみられず、逆に一職種を主張するものは見られる。これらを指摘し、「将来的の学校図書館職員制度として単一の学校図書館専門職員を新たな教育専門職員として、全校に配置(必要に応じて複数配置)するのが妥当と考える」という文章にまとまった。その要件として、「専門」「専任」「正規」「教育専門職」を掲げその意味を簡単に示している。

4. 質疑応答・参加者の意見交換

(以下の、「Q」は質問、「A」は答弁、「*」は意見・討論等です)

Q: 学校司書の養成カリキュラム案に関して、日本図書館研究会の案との整合性は?

A: 特に考えていない。案としてまとめたものはあるのか?

*: 日本図書館研究会の検討では、司書資格をベースとする、しかし現実的に、司書資格をあまり超えないことも考えているようだ。司書資格のうち、学校図書館に関係ない部分を削り、その代わりに学校司書に必要な科目を入れるという考え方がいい。成案がまとまって公表されているかどうかは把握していない。

Q: 養成カリキュラム案の「教育的役割」の資質能力の中に特別活動論や生徒指導・進路指導論が入っている趣旨は? また、発達障害の児童生徒への対応などのスキルは日常的に必要なと思われるが、そういった要素は? 場を提供する役割の中に必要と思われるが。

A: 科目構成案は「学校司書に求められる資質能力と具体的な講義内容の対応」の表に対応させたもの。一部対応していない部分があるが、この資料はまだ素案作成中の段階のものであり、編集したときに表が崩れたようだ。特別支援についても必要という議論があり本文にはある。表にも入れる必要はある。今後検討する。

Q: 大学で司書教諭課程を担当をしている。大学で四年間の養成課程を中心に考えているのか? また、現職者についての養成講習による資格取得はどう考えているのか? 社会教育主事課程では大学で4年間となるが、現職の養成講習は4週間(4科目9単位)となるが。どちらも同じ内容で行うのか、現職の講習は別と考えるのか?

A: 司書資格を取るときのあり方を考えている。4年間の専門課程ではなく、資格課程である。現職者

については、4－(2)－④で触れている。研究者からは実務経験による認定に否定的であった。文科省「論点整理(案)」には、任用条件が様々なので線引きが難しいとある。現在の案では、なるべく実務経験も単位認定するようしつつ、かつ同時に受講も考えようという表現になっている。

*：現実的には、現職者が夏休みの3週間程度で力を付けて資格を取れるような道筋も必要。あまりフルスペックにこだわると良くない。

Q：栄養教諭は栄養士資格にプラスする方法となっている。将来の一職種を考えると、例えば公共図書館で働いている司書が学校に関することも追加で学んで資格を得るというようなことも考えられ、栄養教諭の資格のあり方も参考になるかと思うがどうか？ そういった議論はあるか？

A：そこまで踏み込んで議論はしていないが、実際に大学で養成が始まり、既存の資格をもとにする形になれば、単位の読み替えができる。司書資格を取っていれば重複する部分はとらなくて良い、足りないところだけ足せば良い、など。今回は、既存の資格だけ構成して良いのかという考えもあり、二つの案が提示されている。

*：大学の生き残り策に変な形に使われるようなことなく、きちんとした資格で、力のある人が現場に出て行ってほしいと思う。

Q：司書資格をある程度ベースにした考え方という理解でよいのか？ 司書の科目を下回らないとは、同じ単位数ということか？

A：単位数は、司書資格より若干多めとなっている。司書資格をベースとしていると言えるのかは迷うところ。A案は司書資格の科目が多い案だが、司書資格には学校図書館についての内容がないので、それを既存の資格課程で補うとなると、司書教諭や教職課程を使うことになる。

Q：B案は独自科目がある。独自科目を各大学で開講するのは大変だと思うが、どうか？

A：大変と思う。また、学校図書館について教えられ人がどれだけいるかという問題もある。学校図書館を研究している人も、自身が直接かかわっている範囲についてはわかるが、全国・全体の状況についてはどうかとなるとわからない方が多い。独自科目は、必要な知識や技術は何かを検討した結果設定されたもので、開講の実現可能性まで深く検討した結果ではしていない。難しいだろうという意見はあった。また、演習は必要だろうという意見もあった。

*：旭川市は、臨時職員が複数校別校種兼務での配置となっている。研修はあるが、そこで聞くのは、学校の先生とどうコミュニケーションするとよいかわからない、学校のルールや学校文化への理解が難しいという声を聞く。そういった内容の研修も必要という意見を聞いた。

A：案を作る段階で、新採用の研修と現職者研修は違うという整理を求めた。今の指摘を受けて、初めて学校に入る人向けの研修の項目も別に必要と思う。

*：役割と資質能力と養成課程の対応の表は良いので、もう一度整理すればより説得力が増すと思う。1－(5)「(場として学校図書館が行うこと)」の部分の文章は抽象的でわかりにくい。現職者には何となく分かるが、ここは見直してはどうか。

*：資格制度について感じていることを述べたい。栄養教諭の制度は、栄養士の団体や学校栄養士の団体が団結し、政治的な力も使って制度を作った経過がある。学校栄養士は栄養士資格を持っているので団体に活動している。学校図書館部会も、学校司書の入会を促進し、数を集めてみんなの力で運動する必要もあると思った。

*：栄養教諭が制度化しやすかったのは、対象の学校が全校ではないから(給食施設がある学校のみ)という事情もある。学校司書の難しさは、対象が全校であり、法律にない時点ですでに全国の半数の学校に配置があり、法律が後追いで認めてきたといった経過がある。学校司書の入会を促進すべきとの指摘は全く同感である。しかし、現在の協会執行部の姿勢が支障になっている面がある。「学校図書館も図書館である」ことを否定するなどの難しさがある。今回の報告書でも、1－(1)で、図書館の自由に関する宣言についての記述を削除してはどうかと指摘されるなどのことがある。

*：学校司書の入会促進を提起した意見はもっともと思う。協会に問題があるとしても、協会会員・部会員を増やすことで協会を良くしていくことを考えるのが良いと思う。

以上

研究会・集会等情報

《以下の催事案内の原稿は幹事会が作成しました。お問い合わせ等は各主催者にお問い合わせいたします》

第3回図書館フリーウェイ開催（東京）

- *日時：2016年6月19日（日） 10:00～16:00
- *場所：国分寺Lホール（国分寺駅ビル8階）
- *概要：東京都立高校の学校司書によるイベント。
「都立高校図書委員会が選ぶおすすめ本大賞」発表、「図書館キャラクターができるまで」、「図書館サポーター大・集・合」、交流会など
- *参加費無料・事前申し込み不要
- *主催：図書館フリーウェイ実行委員会
- ☆詳しくは→<http://tosyokanfreeway.seesaa.net>

第3回兵庫 学校図書館スタンプラリー開催

兵庫で3回目の学校図書館スタンプラリーが開催されます。6月19日～11月13日にかけて実施されます。参加校、各校の公開日程、各校でのイベント企画内容等は、実施時期近くに下記をご参照下さい。
☆兵庫・学校図書館スタンプラリーホームページ
→ <http://hlibrary.kgjh.jp/>

第5回東京・学校図書館スタンプラリー開催

参加各校の学校図書館を、主に小中学生とその保護者の方に公開します。7月中旬～8月下旬にかけて実施されます。参加校、各校の公開日程、各校でのイベント企画内容等は、実施時期近くに下記をご参照下さい。
☆東京・学校図書館スタンプラリーホームページ
→ <http://tokyohslib.ehoh.net/>

日本図書館研究会第322回研究例会

- *テーマ：枚方市の学校図書館教育充実事業についての報告
- *日時：2016年6月27日（月） 19:00～21:00
- *場所：大阪市立総合生涯学習センター第3研修室（大阪駅前第2ビル5階／地下鉄「梅田」「西梅田」「東梅田」JR「大阪」「北新地」阪神・阪急「梅田」下車）
- *発表者：学校図書館研究グループ 市川直美氏（枚方市立中央図書館）
- *概要：中学校に学校司書を配置、中学校区内の小中学校の司書教諭などと連携し、学校図書館の機能向上や学力向上を目的として取り組んだ2年間の事業の成果と課題を、支援する公共図書館司書が報告
- *研究例会は会員以外の方も含めどなたでも自由に

ご参加頂けます。

☆日本図書館研究会→ <http://www.nal-lib.jp/>

学校図書館の情報交流紙『ぱっちわーく』主催 学校図書館見学会のお知らせ

公立高校の学校図書館見学会です。貴重な機会ですので、是非ご参加ください。

- *日時：2016年7月10日（日）11:00～12:00
- *場所：埼玉県立春日部女子高等学校
- *見学時間のなかで、学校司書の木下通子さんに学校図書館の概要や活動内容などについてお話をいただきます（約15分）
- *購読者でなくても参加できます
- *参加希望の方は7月3日（日）までに必ず申込みをしてください。

☆問合せ・申込先→『ぱっちわーく』事務局 梅本 恵
fax0827-43-0831
E-mail:patch2525@nifty.com

学校図書館問題研究会第32回全国大会（岐阜大会）

- *テーマ：「読む」と「学ぶ」を問い直す～子どもが育つ学校図書館～
- *大会日程：2016年8月7日（日）～8月9日（火）
- *会場：岐阜グランドホテル
- *概要：講演、実践報告、分科会など
- *申込期間：6月30日（木）まで（保育のお申し込みの方は6月15日（水）締切）
- *参加費：会員で全日程参加の場合5000円（会員・非会員・学生・参加日程により増減あり）
- *大会の内容の詳細や、申込方法、参加費、宿泊・食事の申込の詳細等は、大会要項や宿泊条件案内等を、下記ウェブサイトからご確認ください。
- ☆学校図書館問題研究会→<http://gakutoken.net/>

第40回全国学校図書館研究大会（神戸大会）

- *テーマ：「アクティブ・ラーニングを支える学校図書館の在り方」
- *大会日程：2016年8月8日（日）～8月10日（水）
- *会場：神戸国際展示場／神戸学院大学ポートアイランドキャンパス
- *概要：記念講演・分科会多数 など
- *申込期間：7月1日（金）17:00まで
- *参加費：6,500円（資料代、研究集録代含む）、学生・大学院生は4,000円（資料代、研究集録代含む）
- *大会の内容の詳細や、申込方法、宿泊幹旋・弁当等申込の詳細等は、下記をご確認下さい。
- ☆（公社）全国学校図書館協議会→
<http://www.j-sla.or.jp>

部会からのお知らせ

◎学園部会メーリングリストへのご参加のお誘い

学校図書館部会では部会運営を部会員の皆様に開かれたものとし、また、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しております。部会員であればどなたでもご参加頂けます。運営の様子がわかります。参加ご希望の方は、本紙巻頭の部会連絡先または部会アドレス (gakutobukai@jla.or.jp) 宛にご連絡下さい。

参加にあたっては、(1) 氏名 (本名) (2) 日本図書館協会の会員番号 (図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています) (3) 所属 (ない方は不要) (4) メールアドレス をお知らせ下さい。

※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会代表アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎各地の情報・各地の実践をお寄せ下さい

部会報に載せたい実践の情報や学校司書の配置情報、各種研究会の参加記など、皆様からの情報をお寄せ下さい。その際は部会連絡先または各幹事までご連絡下さい。ご相談もお受けいたします。

◎研究会・集会・イベント等の開催情報を掲載します

各団体等が開催する図書館関係の研究会・集会等の開催情報を掲載いたします。開催日時やテーマ等要点をまとめて掲載いたします。掲載ご希望等お問い合わせは、部会連絡先にご連絡下さい。なお、次号の発行は2016年11月下旬～12月上旬頃を予定しています。次々号は2017年3月後半頃発行予定です。

◎ホームページをご覧ください

学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。最近の部会報や幹事会の記録などはここに掲載しています。どうぞご参照下さい。
<http://www.jla.or.jp/school/index.html> でご覧下さい。

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、学校図書館部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。部会報への投稿もお待ちしています。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしく願いいたします。

◎部会連絡先・部会代表アドレス

〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町6-7-3-303 高橋恵美子 宛

Tel 042-743-1449 (ファクシミリ共)

E-Mail : gakutobukai@jla.or.jp

《学校図書館部会報 No. 52》

発行日：2016年6月15日

発行者：高橋恵美子

編集・印刷発送担当者：中村崇 (東京都立杉並工業高等学校図書館)